

行歯会だより 第187号

(行歯会=全国行政歯科技術職連絡会) 令和5年9月発刊



1 「行政職員が知っておきたい UHC(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ)

～これからの歯科口腔保健施策とのかかわりは、どのようにとらえるか～ (P.1)

東京歯科大学 歯科社会保障学
教授 上條 英之

2 「管理職の目線で見えてきた世界<その 2>」 (P.5)

熊本県 県南広域本部球磨地域振興局 保健福祉環境部(熊本県人吉保健所)
主幹 兼 保健予防課長 楠田 美佳

3 「歯科口腔保健の推進のための企画・運営・評価研修を受講して」 (P.8)

神奈川県 厚木保健福祉事務所保健福祉課
主査 芦垣 紀彦

4 New Face!! (P.9)

東京都 西多摩保健所企画調整課
課長代理(歯科保健担当) 中澤 典子

5 都道府県 世話役のつぶやき (P.10)

宮城県 仙台市宮城野区保健福祉センター家庭健康課
総括主任 大友 由佳子

6 厚生労働省医政局歯科保健課訪問記録 (P.11)

奈良県 福祉医療部医療政策局健康推進課
主任調整員 堀江 博
【行歯会 会長】

「歯っとサイト(歯科口腔保健の情報提供サイト)」掲載コンテンツ募集!

「歯っとサイト」<https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/index.html>では、掲載コンテンツを募集しています。掲載を希望される場合は、「行歯会だより」の配信メールに記載されている編集担当宛に御連絡ください。

1 「行政職員が知っておきたい UHC(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ)」

～これからの歯科口腔保健施策とのかかわりは、どのようにとらえるか～

東京歯科大学 歯科社会保障学
教授 上條 英之

1 はじめに

最近のわが国の政府の組織改革の動きをみると、2021年9月にデジタル庁が、そして2023年4月に子ども家庭庁が設置され、情報化と少子高齢化の対応がされつつあり、行政で歯科口腔保健に従事する者にとっても、間接的な影響のある時代となりました。

もちろん、社会保障制度改革の大きな柱となる健康保険証の廃止等まだ延期を含めどのようなかわからない課題があるのは事実ですが、保健医療サービスを推進していく面で、他の政策費用が必要となることは保険政策にも影響してくるのではないかと考えられます。

ところで、最近、我が国の歯科口腔保健の動きをみますと、背景はあるものの、国民皆歯科健診に対する関心が高まるようになり、2023年度新規予算で、関連の歯科関係予算の増額が行われるとともに、2010年に制定された歯科口腔保健の推進に関する法律の改正が予定されています。もちろん、基本法ですから、推進には一定の制約はありますが、今後の動きを考えていく上では、実をいうと海外の動きを含め、歯科関係で忘れがちな側面があります。

公益財団法人 8020 推進財団が毎年発行している会誌「8020」の最新号にて、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (=Universal Health Coverage、以下「UHC」と記載)と国民皆歯科健診を踏まえた 8020 運動に関するトピックス記事を掲載させていただいたことから¹⁾、今回、UHCについて、執筆の御依頼をいただきました。

実は、私ごとで恐縮ですが、いまの職に就く前は1987年1月から2013年12月まで行政官として従事し、厚生労働省に在籍中、[行歯会だより No.57\(2010年7-8月\)](#)に、投稿をさせていただきましたので、13年ぶりに紙面に登場させていただくこととなります。

私は、現在、社会保障や医療保障の分野の調査研究とともに、厚生労働省退官後、8020 推進財団の調査研究に一部従事し、主に産業歯科保健に関する厚生労働省の調査研究を行っておりまして、国民皆歯科健診に関連する知見収集も結果的に行っています(<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/165120>)。

ところで、今回の主題である UHC のお話を触れたいと思います。UHC は世界の施策対応ですが、皆様が従事している地方公共団体での歯科口腔保健サービスへの間接的な施策反映も考慮しながら、触れていきたいと思います。世界は一つなので、実は、日本だけの対応では、政策推進に必ずしもマッチしないことがあり、いわゆるシンクロナイズ(同時性)があります。

2 UHC(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ)とは

UHC とは、「全ての人が必要な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態」を指します(図 1)²⁾。世界各国でも最近では高齢化が進んでおり、医療へのアクセスの確保が以前よりも必要になってきていることが背景にあります。

UHC は、簡単に言えば、日本の国民皆保険制度を世界に広げる運動といっても過言ではありません。ただし、他国では、必ずしも日本のような国民皆保険制度が歯科を含む医療サービスとして定着しているわけではありません。一瞬単純そうな話に見えますが、各国の成り立ちや直面する社会経済の課題を考えると相当高いハードルがあります。推進しているプロセスは、わが国でのいわゆる生涯歯科保健サービスの提供に向けての対応と同様で、容易ではない話の位置づけがされると考えられます。ただし、UHC の他の保健目標等との違いは、WHO ではなく、国連が主

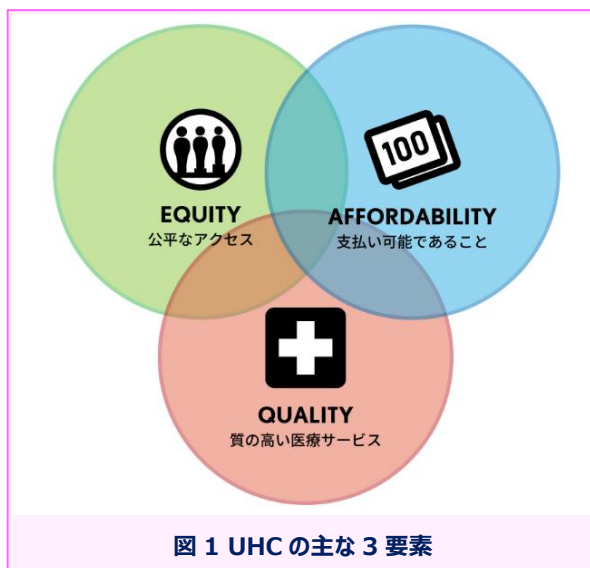
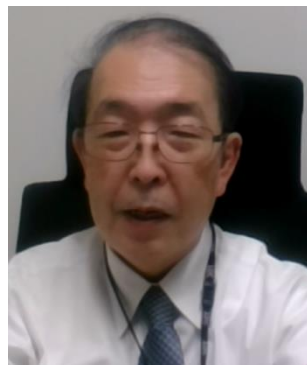


図 1 UHC の主な 3 要素

導しているので、位置づけの高い、政策推進という側面があると考えられ、従来の公衆衛生を超えた概念となります。

また、歯科口腔保健の従事者が意外に忘れていた点は、日本の健康保険制度での歯科診療の位置づけが、非常に充実していて、義歯給付を始め他国では考えられない給付の充実が制度としてなされ、先進性を持っている点があげられます。UHC は、歯科が含まれますから、歯科保健医療の本質的な国際協力に貢献できる余地が本当はあります。

実は、私が歯科関係の学者の先生方の見解を聞いていて、不思議に思うことが多々あります。一例をあげるとフッ化物水道水添加等があげられます。日本の場合、現在の健康保険制度では、重症化予防として、フッ化物応用が盛んに行なわれています。しかしながら、米国では、歯科診療所等で、健康保険制度による外来の歯科診療の給付はほとんど行われていません。このため、経済的に豊かでない人たちに対しては、社会保障のサービスが限定されており、必然的にフッ化物水道水添加を進めてきたのではないかと考えられます。一定のバランスがあって、社会保障サービスのバランスがあるから、個々の政策は成り立っている側面があります。このような状況から、それぞれの国の歯科保健医療施策で、バランスを持った評価が望まれることになるかと私は考えています。日本の場合は健康保険が充実しているので歯科医療提供での弱者対策が重要となります。

3 UHC は SDGs(持続可能な開発目標)の目標の達成概念の一つ

2015 年 9 月に、ニューヨークの国連本部で開催された国連サミットで、2030 年に向けての持続可能な開発目標(=Sustainable Development Goals、以下「SDGs」と記載)が定められました。

この SDGs の目標の一つとして、**図 2** に示す通り、「3 すべての人に健康と福祉を」が掲げられていますが³⁾、この中の目標が 9 つあり、そのうちの一つの目標として、「すべての人々に質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを達成する」との記載が



図 2 持続可能な開発目標(SDGs)についての 17 目標

あり、SDGs の目標の中に UHC の実現が位置づけされています。なお、SDGs の目的は、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現すること」であり、この概念は 2024 年から開始される健康日本 21(第 3 次)や歯科口腔保健法の基本的事項の改正にも、設定にあたって反映がなされています。

4 UHC の最近の動きと歯科口腔保健とのかわり

UHC について、その推進には日本国が大きくかかわってきました。2016 年に日本で開催された伊勢志摩サミットで、先進国で初めて UHC の推進について触れられることとなり、新型コロナウイルス感染症が蔓延する少し前の 2019 年の国連総会で、UHC 政治宣言が採択されました。この宣言が採択されるにあたって、行われたハイレベル会合には、日本から、昨年亡くなられた当時の安倍首相と、2 代前の日本医師会長である横倉会長が出席をされ、推進の役を担いました。

最近の動きとしては、UHC の実現に向けて、5 月上旬に長崎市で G7 保健大臣会合が開かれ、「G7 UHC グローバルプラン」が取りまとめられ、その後、同月に開催された広島サミットでも UHC が不可欠な役割を果たすことが示され、日本が開催国として、UHC の推進を担ってきたこととなります。そして、2023 年 5 月下旬の WHO 総会では、予算規模として、全体で 70 億ドルの予算に対して、UHC の推進関係で 2 億ドルの予算計上がされることになりました。

また、国際機関は、各国の分担金によって運営がされていますが、新型コロナウイルス感染症等を含め世界における保健上の政策課題が多数あること等も影響し、2024 年から 2025 年の分担金については、従来よりも 20%増やすことについて、加盟国の合意がとられました。かなり大きな影響のある話だと考えられます。

ところで、UHC の実現にあたっては、歯科口腔保健も、分野の一つに位置づけがされており、2021 年 5 月の WHO 総

会で、UHCに関連しての口腔保健に関する決議が承認されました。この決議に基づき、口腔保健戦略が2022年5月総会で示されました(図3)。その後、2022年11月22日にWHOでは、2030年に向けての世界の口腔保健に関する状況報告書が公表されました(Global oral health status report: towards universal health coverage for oral health by 2030)。また、西太平洋と東南アジアの地域事務局での口腔保健に関する報告書が、[WHOのホームページ](#)に掲載されています⁴⁾。

歯科口腔保健に関する世界保健総会決議(一部抜粋)
 ～より良い口腔ケアへの道が開かれるために～
 ～世界保健総会2021年5月27日

- 加盟国に対し、他の非感染性疾患と共通する口腔疾患の主要なリスク要因(砂糖の大量摂取、タバコの使用等)に対処し、歯科口腔保健の専門家の能力を強化するよう要請
- 歯科口腔保健サービスによる対応はユニバーサル・ヘルス・カバレッジ・プログラムに含まれる
- 2022年から2023年までにWHOが検討する歯科口腔疾患への取り組みに関する世界戦略の草案を作成。

図3 世界保健総会でのユニバーサル・ヘルス・カバレッジでの歯科口腔保健に関する決議

日本が所属する西太平洋事務局(=World Health Organization Western Pacific Regional Office、以下「WPRO」と記載)では、2023年6月に地域管内の口腔保健に関する報告書がまとめられていますが、WHOのOral Healthの部門には、地域事務局や本部への厚生労働省からの派遣職員を含め、日本人の職員が私の知る限り2023年7月時点で3名配置されており、WPROで業務に従事している方は日本人職員です。報告書で触れられている指標の取り方も、どちらかという我が国の歯科疾患実態調査の指標の取り方をベースに情報収集がされているように見受けられます。紙面の都合もありますので、一部の図を図4として掲載しました。この他、WPROの加盟国での歯科口腔保健についての政策を伴う計画の状況や歯科口腔保健を担う人材の配置についても触れられています。

Fig. 3. Estimated prevalence of caries of permanent teeth in people aged 5 years or more per country in the Western Pacific Region (2019)

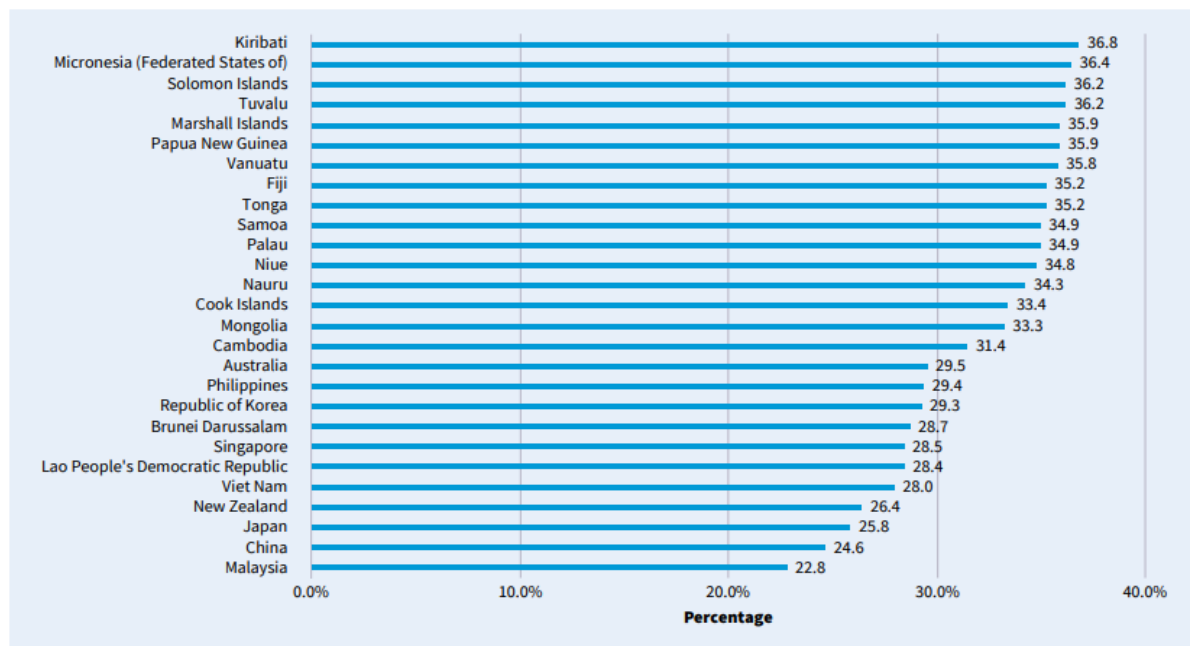


図4 西太平洋事務局における5歳以上の永久歯のう蝕割合

口腔保健に関する報告書が地域事務局でまとめられていることから、これらの報告を踏まえ、政策対応がなされるようになってくると考えられ、各国での歯科口腔保健を進める環境が今後整備されていく状況になると考えられます。どんなことが関係

するのはわからない要素があるものの、もしかすると、国民皆歯科健診制度の導入を我が国で行いやすい状況になるのかもしれない。

5 おわりに(これからの動向を含めて)

世界での UHC の推進の状況とともに、日本の歯科口腔保健への影響について、少しふれてみました。内容で一部触れさせていただきましたが、来年度以降、WHO への分担金が 20%増加する状況ですので、予算制約があることから一概に言い切れるものではありませんが、国際機関での政策活動が盛んになると、各国の保健政策にも影響してくることから、もしかすると、国によっては保健サービスに関する予算の増加圧力がおのずと高まることになる可能性があり、特に UHC は、歯科口腔保健への影響が大きい課題なのではないかと私は予測しています。ただし、世界経済の安定度に左右されます。

今年度(2023 年度)から「国民皆歯科健診」についての事業が新設され、予算の増額がされたことは、背景があるものの、評価される話だと思います。ただし、どちらかというと、予算制約等から歯周病の簡易検査を導入することが主体となっていますが、御承知の通り、健診は医療行為にあたり、診断を伴う行為なので、もしかすると、政策として進めるにあたり、現場での対応において、考慮の余地が出てくるようにも思えます。それから、UHC は世界の途上国での普及をベースにしていますが、日本の状況での対応を考えると、社会的な弱者への配慮や障害のある方、所得のレベルが低い方への対応も、地方自治体が行う仕事として重視されるべきなのではないかと考えております。

今後、歯科口腔保健に関する保健医療施策については、少子高齢化が進む中で、重要な位置づけがされる施策を進める余地が非常に大きいのではないかと考えられますとともに、今後の対応が望まれます。

<参考文献>

- 1) 上條英之:ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)と 8020 運動のこれからのトレンド～国民皆歯科健診の実現に向けての動きも踏まえながら～, 会誌 8020(23 号), 100-103, 2023 年 3 月号.
- 2) 公益財団法人ジョイセフホームページ【2023 年 8 月 15 日時点】
https://UHCday.jp/about/about_UHC/
- 3) 環境省ホームページ【2023 年 8 月 15 日時点】
https://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/dialogue/12/mat02_4.pdf
- 4) WHO ホームページ(Oral Health)【2023 年 8 月 15 日時点】
<https://www.who.int/health-topics/oral-health>

2 「管理職の目線で見えてきた世界<その 2>」

熊本県 県南広域本部球磨地域振興局 保健福祉環境部(熊本県人吉保健所)

主幹 兼 保健予防課長 楠田 美佳

行歯会だより編集担当理事から本稿依頼の連絡をいただきました時は、歯科保健まっしぐらの道とは違う経緯をたどっており、今の立場となり 2 年目の私ではまだ御依頼の内容を十分にお伝えできないのではないかとお返事させていただいたのですが、「歯科まっしぐらではない話を聞きたい」とのお話しでしたので、少しテーマとずれてしまうかもしれませんが、お引き受けさせていただきました。

皆さまの状況とは違う点、参考にならないと思われる点等あるかと思いますが、こんな道もあるのかなと思いながら読んでいただければと思います。



令和 2 年 7 月豪雨災害からの復興が進む
人吉球磨で休日をごしませんか！
～人吉・球磨 Reborn～
球磨焼酎とともに@球磨地域振興局ロビー

1 歯科保健まっしぐら

入庁した当時の熊本県は、県北と県南の 2 保健所にそれぞれ歯科医師 1 人と歯科衛生士 1 人を歯科拠点として配置しており、私の初任地は県北の保健所でした。所属保健所の歯科保健業務、及び管轄する県北地域の他保健所の支援が主な業務でしたが、歯科保健以外の健康づくり関連の業務も担当していました。臨床の現場から、事前知識なく行政に入り、何をしたいかわからず、他職種の先輩方に指導いただきながら、初めは目の前にある与えられた業務をこなすだけで精一杯の状況でした。

業務をやっていくうちに、地域歯科保健を推進していくうえで何が必要なのか、何をすべきか考えるようになりましたが、その答えを探すには、自ら学会や勉強会に参加して、学び、考えるしかありませんでした。夏ゼミ等にも参加し、行政歯科職の先輩方から多くのことを学ばせていただきました。当時は、県内の有志の歯科医師の先生方や行政歯科職の方々とのヘルスプロモーションの勉強会も開催されていたので、休日や終業後の多くの時間を歯科保健に費やすという、まさしく歯科保健まっしぐらの日々を過ごしていました。この日々の中で出会った方々との繋がりが、その後の私の行政歯科職としての県内外におけるネットワークづくりを支えてくれました。

2 か所目で県南の保健所に異動しましたが、この時には県北・県南の歯科拠点体制が終了し、4 人の歯科職を本庁と県内 3 保健所に 1 人ずつ配置する体制となりました。他保健所支援がなくなり、所属する保健所の歯科保健と健康づくり関係業務を担当していました。歯科保健だけでなく、市町村の健康増進計画策定支援を行う等、目の前だけでなく、その先を見た仕事への取り組み方、地域保健の楽しさ、他職種と共に創り上げる仕事の楽しさを同僚の保健師等の先輩方から教えていただきました。

歯科保健まっしぐらなこの 10 年間、前だけを見て走っていた気がします。ただ、この時期に、業務で関わった事務職の方から「女性で歯科衛生士、あなたの先はないよ」と言われたことがありました。今から 20 数年前の話にはなりますが、行政歯科衛生士の先は何だろうと思いついた時期でもありました。

2 歯科保健以外の場所へ

次の異動先は、予想もなかった県立の医療機関で、「歯科保健行政が私の業務ではないのか」という疑問符を頭の中に抱えながら、週 3 日の障がい児の歯科診療と施設建て替えに伴う歯科診療科の開設準備に従事しました。ここでの障がい児歯科医療への関わりは、それまでの「保健所の歯科衛生士」という私の行政歯科衛生士への思いを変えました。行政歯科衛生士として、私は何をするのかと考え続ける日々を過ごしました。

さらに、次に異動したのは、県北にある保健所の総務企画課で、歯科保健担当は別の課の他職種が担当していました。歯科保健のサポートは行いましたが、私の担当は保健医療計画や医事等で、地域の保健医療全体を俯瞰してみることが求められるとともに、医療行政に携わることもでき、新たな視野を広げる機会となりました。

ちょうどこの頃だったと思いますが、初代行歯会会長である石上先生から「何でもやれる行政マンをめざそう」という言葉を伺い(行歯会だより創刊号の石上先生の「[行歯会の発足に寄せて](#)」を御一読ください)、私の行政歯科衛生士としての行く先はこれなのではないかと思いつきました。

3 保健・医療・福祉、行政歯科職の場所はどこにでもある～何でもやれる行政マンを目指す～

次の異動先は、本庁の歯科保健を所管する健康づくり推進課で、歯科保健業務の他、健康づくり関係の業務の一部も担っていましたが、3 年目に、課内室として設置された「生活習慣病対策室(メタボ室と呼ばれていました)」に異動になりました。保健師、栄養士、歯科衛生士と事務職のチームでメタボ対策等に取り組むことになりましたが、その対策室 2 年目の後半に「自治大大学校」に半年間の派遣となりました。

[自治大大学校](#)は、総務省が設置する地方公務員に対する研修機関で、総合的な政策形成能力や行政管理能力を育成する役割を担っているところです。当時、本県からの派遣は年に 1 人、技術職の派遣は過去に数人だけ、女性は派遣されなかったという状況でしたが、上司等からの勧めもあり、チャレンジすることを決めました。女性初ということもあり、プレッシャーもありましたが、半年間、地方自治の基礎力をつけるために費やした時間は、その後の行政マンとしての基盤を支えてくれました。今は各自治体において、技術職でも女性でも関係なく派遣されていると思いますので、皆さんも機会があれば是非チャ

レンジしていただきたいと思います。

その後、本庁の健康福祉政策課福祉のまちづくり室で地域福祉を、医療政策課で医療行政を経験し、県北の保健所を経て、次に本庁の認知症対策・地域ケア推進課で介護予防・地域リハビリテーションを担当しました。このまま関係分野を渡り歩いていくのかと思っていた時に、目の前に新型コロナウイルス感染症がやってきました。認知症対策・地域ケア推進課が3年目となり、立ち上げた新規事業もこれからという時に、年度途中で新型コロナウイルス感染症対策本部への異動となりました。それからはゴールデンウィークも年末年始もなく、休日もほとんどを職場で過ごし、知事レクや記者ブリーフィングに走るという1年を過ごしました。その体力でやれると思われたのか(笑)、その後、県保健所の中で感染者が一番多い保健所に異動となり、コロナ担当者として保健所で寝泊まりする1年を過ごし、昨年4月に異動で現職となり、保健所の保健予防課長を担わせていただいております。

新型コロナウイルス感染症対応の3年間、本庁担当として、保健所担当として、保健予防課長として、それぞれの立場で過ごしましたが、本庁でも保健所でもコロナ対応に明け暮れる日々には変わりはありませんでした。即時の判断力、調整力、マネジメント力と、それぞれの立場に必要なものではありませんでしたが、昨年度は、課長として求められる責任や影響の大きさの違いを実感させられました。コロナだけでなく、他の感染症や精神保健対応等、待たなしで対応や判断を求められますが、これまでの様々な分野での経験やそこで得たネットワーク、そして何より一人の行政マンとして居る私に対する上司や課員の理解と支援がなければこの1年を経ることはできなかったのではないかと考えています。

保健、医療、福祉とこれまで経験のない分野で、医療政策や高齢者保健福祉政策等の担当業務を担うことで、その分野における業務の進め方を学び、組織内外における人材のネットワークを築くことができました。そして、各施策の中に潜む歯科の顕在化にも取り組むことができました。様々な分野で得た知識と繋がりは、その後も生きており、特に、築いたネットワークで得た人との繋がりは、今の私の強みとなって、私を支えてくれています。また、保健所の現場でも、歯科保健だけでなく、感染症や精神保健でも担当や副査として積極的に関わってきた経験が、今、柱となって私を支えてくれています。

課長となった今、所管する保健事業全般において、より広く、より正確な知識と判断力が求められ、勉強が追い付かず、あつという間に一日が過ぎていくという毎日を送っていますが、私の一番の仕事は、職員の人材育成であり、一人一人の能力を活かし、伸ばすことだと思っています。特に若い技術職が多い職場ですので、課員には、行政マンとしての基礎力を持ち、さらに技術職としての能力をより活かしてもらいたいと考えています。そのために何をすべきか、答えは模索中で、悩みが続く毎日を送っていますが…。

管理職としての目線で見えてくるものが何か、今の私では具体的に伝えることはできないのですが、若い行政歯科職の方々に対して先輩としてお伝えできることがあるとすれば、「歯科まっしぐらでもそうでなくても、何でもやれる行政マンを目指してほしい」ということです。

保健医療福祉の各分野において、行政歯科職の場所はあり、各分野を経験することで、視野は広がり、行く先の道が広がるのだと思います。もし、皆さんの前に、歯科まっしぐらでない道があった時、迷わずに進んでみてください。きっと見えなかったものが見えてくると思います。もちろん歯科まっしぐらであっても、その人の意識次第で、何でもやれる行政マンになることができると思います。

そして、組織内外で繋いだ人と人のネットワークは何よりの財産です。自分のフィールドを広くし、多くの人と繋がり、そして大切にしてください。きっと支えになってくれると思います。

最後に、これはベテランも含めて、行歯会の皆様へのお願い(宿題?)です。行政歯科職は、保健師や栄養士と違い、組織内での人材育成体制が組まれていないところがほとんどだと思います。人材育成をする側に立ち、改めて、その必要性を感じています。少数職種だからこそ、組織を超えての検討が必要と考えています。是非、皆様と一緒に、これからの行政歯科職の育成体制について、協議を進めていくことができればと思います。



人吉球磨地域は、2020年7月に100年に1度と言われる九州南部豪雨により、球磨川が氾濫し、甚大な被害を受けましたが、現在、徐々にお店や宿泊施設、観光施設などが再開し始めています。復興に向けて歩みを進める人吉球磨にどうぞお越しください。

https://hitoyoshikuma-guide.com/reconstruction_information/

人吉城は、修築の際、三日月文様のある石が出土したことから、別名「三日月城」とも呼ばれます。三日月は満ち欠けを繰り返す姿から再生「Reborn」のシンボルとも言われています。

3 「歯科口腔保健の推進のための企画・運営・評価研修を受講して」

神奈川県 厚木保健福祉事務所保健福祉課

主査 芦垣 紀彦

この度、令和 5 年度国立保健医療科学院 歯科口腔保健の推進のための企画・運営・評価研修を受講しましたので、御報告します。

本研修は、地域歯科保健に携わる自治体職員を対象に、歯科口腔保健の推進に関する法律(歯科口腔保健法)で定められた基本的事項の策定に関連して、地域の状況に応じて独自に到達すべき目標や計画等を設定し、かつ定期的な評価ならびに評価に基づく計画の見直しができる能力を修得することが目的です。



1 研修の期間

- ・遠隔研修：令和 5 年 6 月 27 日から令和 5 年 7 月 14 日(14 日間)
- ・オンライン研修：令和 5 年 7 月 18 日から令和 5 年 7 月 21 日(4 日間)

2 研修の内容

研修は、国立保健医療科学院のホームページ内の遠隔教育システムを活用し事前課題に取り組む遠隔研修と ZOOM を活用し実施されるオンライン研修の 2 部構成となっていました。遠隔研修は、オンライン研修の情報交換会で活用する各種歯科保健事業のデータと個別演習で取り組むテーマについて必要な情報を収集し、課題シートを作成しました。提出した課題は、国立保健医療科学院の講師の先生から御指導いただき、ブラッシュアップを繰り返す、オンライン研修に向けて準備する 14 日間でした。

オンライン研修は、モチベーションの高い受講者による活発な情報交換会から始まり、厚生労働省医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室室長の和田康志先生から「国の歯科保健施策について」、国立保健医療科学院の横山徹爾先生から「調査設計と評価のための統計解析」、また、ライフステージに応じた歯科保健のトピックスとして、安藤雄一先生から「行政歯科専門職の現状と課題」、「歯科口腔保健事業(乳幼児期・学童期)について」、福田英輝先生から「地域における歯周病予防対策について」、山本貴文先生から「高齢者歯科保健について」、さらに、北海道医療大学教授の三浦宏子先生から「PDCA サイクルとロジックモデルに基づく地域歯科保健活動」の大変貴重な講義、優秀な研修 OB による地域歯科保健活動報告、個別演習と成果発表という濃密な 4 日間でした。

3 研修を通して

今年度の受講者は、北海道から沖縄までの、歯科保健に携わる歯科医師、歯科衛生士、保健師、事務職の 24 名が参加しました。オンライン研修ということで、オンライン接続環境や操作に不安を感じていましたが、分かりやすい操作マニュアルの配布や遠隔研修期間中にオンライン接続確認の時間があり、オンライン研修は不安なく受講することができました。

研修は、事前学習した上で、各種エビデンスや最新知見に基づいた講義を受講し、講義の内容をすぐに演習することで、より理解が深められるよう、バランスよく企画されているだけでなく、直ぐに実践で応用できる内容でした。特に、研修 OB による地域歯科保健活動報告と個別演習の成果発表は、質疑応答も活発に行われました。私も発表について、御質問を頂けたことで、自身の課題等に対して幅広い視点で捉え、考えることができる大変ありがたい機会でした。さらに、他地域の歯科保健課題への取り組み等が、自所属の取り組みや課題と感じていることと類似しているケースが多く、PDCA サイクルに従って取り組む目標や指標の設定など参考となり、今後活かしていきたいと思えます。

また、オンライン研修ではありましたが、情報交換会や懇話会という貴重な交流機会もあり、大変充実していました。

4 最後に

予てから本研修を受講したいと思っていたところ、本庁所属時の上司から研修受講の勧めがあり、また異動後の所属先でも早く受講の了承を下さり、関係する皆さまの後押しをいただけて受講することができました。本県では、次期「歯及び口腔の

健康づくり推進計画」を策定中にあり、私にとっては絶好のタイミングでの研修となりました。

本研修に御興味をお持ちの歯科保健業務の御担当者の方は、御所属の許可が頂けるのであれば、大変実践的な内容の研修ですので受講をお勧めしたいと思います。

最後になりましたが、今回の受講機会を与えてくださいました神奈川県健康医療局と厚木保健福祉事務所の皆さま、優しく親切な御指導をいただきました国立保健医療科学院の先生方、一緒に受講したモチベーションの高い皆さまに、心から感謝しております。今回の経験を日々の業務へ還元していけるように努めていきたいと思ひます。

皆さまに心からの感謝の気持ちを込めまして、本当にありがとうございました。

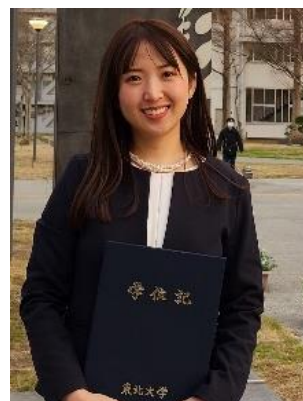
4 New Face!!



東京都 西多摩保健所企画調整課
課長代理(歯科保健担当) 中澤 典子

1 はじめに

皆様はじめまして。令和5年4月より東京都西多摩保健所企画調整課歯科保健担当課長代理を務めております中澤典子と申します。この度、光栄なことに執筆の機会をいただきましたので、僭越ながら自己紹介をさせていただければと思ひます。



2 これまでの歩み

生まれは京都です。京都とは言ってもいわゆる京都市内ではなく、京都府北部に位置する綾部市という人口3万人ほどの山や川に囲まれた非常に空気がきれいな町で育ちました。紡績業で栄えた町で、繭をモデルにした「まゆびー」という大変かわいいキャラクターもおります。大学からは仙台に移り住み、令和5年3月に大学院の博士課程を終えるまで約10年間を過ごしました。大学院では、国際歯科保健学分野に所属し、小坂健教授、相田潤先生(現 東京医科歯科大学健康推進歯学分野教授)、竹内研時先生に御指導をいただきながら、研究活動に邁進しておりました。地域住民を対象とした大規模コホートデータを用い、口腔の健康状態と全身の健康状態との関連や、医療費の自己負担割合と健康格差との関連等の研究を行い、発表してまいりました。また臨床医としては在宅歯科診療を中心に、地域に暮らす高齢者や障害者の歯科治療を行っておりました。そしてこの春、都の採用を機に住み慣れた仙台を離れ、初めての東京暮らしをしております。当初は慣れない電車通勤に不安を感じておりましたが、乗り換えもスムーズかつ、電車もそれほど混まず、穏やかに職場へと向かうことができしております。

3 西多摩保健所について

私の所属する西多摩保健所の管内には町村が含まれており、自然豊かな地域です。先日奥多摩町へお伺いした際、車から見える風景はまるで実家の近所のように、私の心の原風景と重なり、どこか懐かしい気持ちになりました。庁用車から降りる際、足元に蛇が居たのに驚きましたが、それも奥多摩の豊かな自然を象徴する良い出来事でありました。西多摩保健所では企画調整課に所属し、保健医療担当の皆さま方と共に仕事をさせていただいております。係内には私を含めた専門職5名(歯科医師、歯科衛生士2名、保健師、薬剤師)、事務職2名で構成されているのですが、どの方もあらゆる方面において大変スキルが高く、またお人柄も素晴らしい方ばかりで、助けていただきながら日々の業務に取り組んでおります。西多摩圏域の市町村において、すべての自治体に歯科衛生士が配置されているわけではなく、大半は保健師が中心になって、歯科保健活動を実施しています。西多摩保健所では管内地域の特徴を捉えながら、住民の健康につながるような歯科保健活動を実施できるよう支援を行っております。



職員向け自己紹介写真
都の新人歯科職は大抵歯
ブラシと模型を持った写真を
掲載しつつ、局の諸先輩方
に顔と名前をPRします。

2 世話人のつづやき

宮城、仙台の夏といえば七夕まつり。今年の七夕は 4 年ぶりにコロナ前と同じ規模で制限無しで開催となりました。9 月は、ジャズフェスティバルや仙台クラシックフェスティバル(せんくら)など、音楽が街にあふれます♪『見る・聴く・歩く』健康でないと祭りも楽しめませんね♪♪



6 厚生労働省医政局歯科保健課訪問記録

奈良県 福祉医療部医療政策局健康推進課
主任調整員 堀江 博【行歯会 会長】

去る、令和 5 年 7 月 28 日(金)の夕方、東京霞ヶ関の中央合同庁舎 5 号館 20 階にある厚生労働省医政局歯科保健課を表敬訪問しましたので、下記のとおり報告します。

当方は私の他、小栗副会長、芦田副会長、福田事務局長の計 4 名で伺いました。設定がこの日になったのは、翌日に日本歯科医師会館で地域歯科保健研究会(夏ゼミ)が開催されるため、参加者である私と小栗副会長が東京に入っていたこと、歯科保健課の御都合がよかったことにあります。スケジュール調整に御尽力いただきました福田事務局長に感謝申し上げる次第です。会長任期の折り返し点を過ぎた 3 年目での訪問で、随分と遅くなってしまいましたが、新型コロナ対応で身動き取れない期間もあったため、これは仕方ないかなと思っています。歯科保健課からは、課長の小椋正之様、歯科口腔保健推進室長の和田康志様のお二方に御対応いただき、約 1 時間の面会となりました。



本会からは、

- 1 厚生労働省に歯系技術職員として歯科医師以外の歯科衛生士の採用について検討
- 2 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第 2 次)に、新たに位置づけられようとしている大規模災害時の歯科口腔保健に関して、国における指針／マニュアル等の作成
- 3 地域保健法体系の下での歯科保健業務のあり方として示された、平成 9 年 3 月 3 日付け通知「都道府県及び市町村における歯科保健業務指針について」の改正

の 3 点について要望させていただきました。

1 については、厚生労働省で歯科衛生士と歯科技工士に関する業務を担当する任期付職員を募集したとのことで、歯科衛生士、歯科技工士の応募が多数あったようです。これで歯科衛生士や歯科技工士の方が厚生労働省に採用され、活躍して実績ができれば、今後のさらなる採用も期待できるのではないかと思います。

2 については、小栗副会長の所属である愛知県では既に独自に災害時歯科保健医療活動ガイドラインを策定しているところですが、やはり国からのステートメントが有ると無いのでは地方の受け止め方が異なってくるということで、要望をさせていただきました。

3 については、本会だけでなく他からもリクエスト受けているとのことでしたが、他の職種の動きに合わせる調整が必要とのことで、近日中に改正通知を発出するのは困難そうな印象でした。

この他、歯科医療提供体制確保に関する地方の状況、例えば高齢化や人口減少に伴う歯科医療空白地域の発生についてなど意見交換を行いました。歯科保健課としては、8 月号の札幌市秋野先生の記事にもありましたとおり、国における施策化にあたって地方自治体の好事例が欲しいとのことでした。

以上で報告を終わります。私を含め会員の皆様におかれましては、地域の歯科口腔保健の向上のみならず、国における施策化に資するような取組と情報発信が求められているようです。



意見交換を行う行歯会執行部と歯科保健課
左前より小栗副会長、堀江会長、福田事務局長
右前より小椋課長、和田室長
(撮影:芦田副会長)



最後に記念撮影
左から芦田副会長、小栗副会長、堀江会長
小椋課長、和田室長
(撮影:福田事務局長)

♪ 編集後記 ♪

今月号を最後に、1年間編集担当理事を担っていただいた中島さんから五十嵐さんに交代となります。本年4月以降、編集担当理事のお役目を拝命したものの、大仏の如く座してなかなか動かない私をサポートし、欠番のないよう発刊まで導いていただいた中島さんには心から感謝いたします。編集担当ならではの苦労も十分御理解いただいていることと思いますので、今後とも原稿執筆への御協力をいただければ幸いです。本当にお疲れさまでした！

次号より、茨城県の五十嵐さん、どうぞ宜しくお願い致します。(Y)

誤字脱字の修正やレイアウトを素敵にくださった神奈川県の中條先生、「たよりの記事、どうしよ〜…」と困っていると、ありとあらゆる人脈を駆使してあっという間に記事の年間計画をつくってくださった東京都の柳澤先生はじめ、忙しい中、堀江会長、芦田副会長、田村理事等、多くのみなさんに確認していただいて、安心して全体配信することができた1年間でした。また、行歯会だよりの原稿依頼もみなさん快く引き受けくださり、感謝。いただく感想や励ましメールにも元気をいただきました。記事に困ったら、「最後の切り札」で登場しますので、連絡ください(笑)

それでは、来月から、茨城県の五十嵐さんにバトンタッチです。(N)



ありがとう
ございました